

物件オーナー様へ



居住用

宅建ハトさん保証が 賃貸経営をサポート！ 大切な資産を お守りいたします。



●業務の軽減

宅建ハトさん保証が延滞家賃を立替払いし、入居者様へのご請求を行いますので、オーナー様は滞納家賃の督促業務から解放されます。

●キャッシュフローの安定

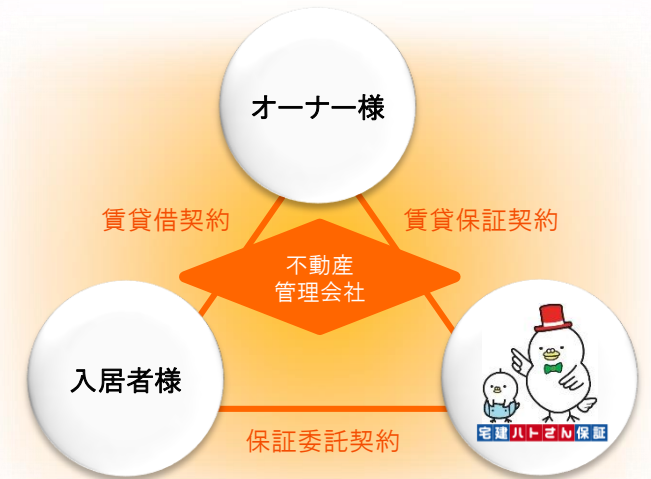
宅建ハトさん保証が毎月の滞納家賃をお立替えいたします。オーナー様に毎月の安定した賃料収入をお約束いたします。

●お申込は簡単

保証のお申込は、宅建ハトさん保証と取次店契約を締結している不動産会社様を介してご利用いただけます。日本在住で家賃の支払い能力のある方であれば、日本国籍、外国籍を問わずお申込いただけます。また、個人・法人は問いません。新しく契約を希望される方はもちろん、現在入居者中の方もお申込いただけます。(※ただし滞納がない場合など)

●充実した保証範囲

宅建ハトさん保証は毎月の賃料の他、変動費、原状回復費用、明渡し交渉に至った場合の訴訟費用や残置物撤去費用まで幅広く保証いたします。



●信用補完

宅建ハトさん保証は東京都不動産協同組合100%出資の(株)宅建ブレインズが運営。三井住友海上火災保険による再保険で安心・安全をご提供いたします。

保証内容

保証限度額

月額固定賃料の24ヶ月分＋訴訟費用(上限100万円)

保証範囲

月額賃料 更新料 変動費 訴訟費用
残置物撤去・保管・処分費用
解約予告通知義務違反の場合の違約金(上限賃料の1ヶ月分)
建物明渡し時の原状回復費用(上限賃料の1ヶ月分)

【ご注意事項】

- ① お家賃の入金確認は必ず毎月お願いいたします。
- ② 入金が確認できなかった場合は、原則当月10日までに代位弁済請求書をFAXまたはメールにて送信ください。
送信先 FAX: 03-3239-6409 / MAIL: taino@hatosan-g.jp
※家賃対象月の翌月末日を過ぎた代位弁済請求につきましては、免責になりますのでご注意ください。
- ③ 代位弁済の送金日につきましては、当月(家賃対象月)20日までの滞納報告は当月末、21日以降翌月20日までの滞納報告は翌月末、翌月21日以降翌月末までの滞納報告は翌々月末のお立替となります。
- ④ 滞納があった場合、ご入居者様との入金日の約束をなさないようお願いいたします。
約束の状況によってはお立替の履行が不可になります。(督促につきましては保証会社又は弁護士が対応いたします。)
- ⑤ 2～3ヶ月連続で滞納が続いた場合は、保証会社指定の弁護士へ督促業務を委任いたします。
(オーナー様より委任の書類をいただきます。)
- ⑥ 賃貸保証契約書(賃貸人様控)にご捺印と収入印紙の貼付(200円:13号文書)をお願いいたします。

お問い合わせ先

株式会社宅建ブレインズ
宅建ハトさん保証事業部

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・ビル4階
Tel: 03-3239-6407 Fax: 03-3239-6409
Mail: info@hatosan-g.jp